

2010年3月5日

中央環境審議会地球環境部会長

地球温暖化対策基本法案に対する意見

臨時委員 西岡秀三

意見内容：

1. 地球温暖化対策の基本法の早急の制定を希望します。

・地球温暖化対策の基本法の制定は、地球益のためにも、また日本が智恵を結集し国の技術力・産業力を強め、人類に貢献するためにも絶対に必要です。

・温暖化対策は、科学的にみてもまた経済社会面から見ても産業革命に匹敵する今世紀世界の大きな課題です。政治の意志、政策の長期にわたる明快な方向付けを具現化するものとして、基本法に始まる法体系で国民の意志を統一する必要があります。政策決定者からの確固としたシグナルを、先進的なビジネス界や子孫を思う国民の多くが待ち望んでおります。

2. 基本法は、日本の削減目標として、長期には2050年80%以上、中期には2020年25%の削減目標を明記したものでなくてはなりません。

・気候変化が人類に危険なレベルに至ることを避けるためには、産業革命以来の温度上昇を2度以内に押さえることの必要性は、科学の示すところであり、かつコペンハーゲン合での国際合意でもあります。更にそれを達成するための可能かつ最適な道筋は、2050年世界で温室効果ガス排出を1990年より半減することですが、その道筋であっても2度を越える確率は60%以上であり、急激な変化の可能性が高まるとされる4度を越える可能性もかなりあることから、なんとしてもこの道筋以上の削減努力をせねばなりません。

・また世界が半減をする時、一人当たりの等排出量という衡平性の観点からは、日本を含む先進国はこれ以上削減が要求され、80%以上の削減が必要です。この先進国の削減目標についてもG8などさまざまな場面で合意されたところです。

・また、いくつもの研究結果を総合してみると、この削減の道筋は2020年の中期では先進国の25-40%削減と主要排出途上国の相応の削減の組み合わせで達成することが可能です。世界がこの線で削減に挑むことをリードしようとする日本が25%削減の旗を掲げるのは当然と考えられます。

・削減を先送りすれば、大気中の温室効果ガス増大で気候変化が加速し被害が増えるのみでなく、後になればなるほど削減に多大な費用が発生します。中期の削減目標は、長期目標を見据えて、確実にその方向に向かえるよう先送りにしない値を設定しなければなりません。そのためにも中期目標として、25%削減目標を維持すること強く希望いたします。

・25%目標は日本の産業力を強めるためにも必要です。日本では一部の産業界から反対が

あるようですが、世界の産業界は既になだれをうってグリーン成長・低炭素社会構築に走っています。さらに多くの途上国がグリーン成長戦略を掲げ始めています。日本はこの15年間ほとんどエネルギー強度（GDPあたりエネルギー使用量）を改良しておらず、二酸化炭素排出量/GDP(PPP)で見ると英国など欧州諸国にすでに抜かれてしまっています。これは明確な政治の意志がなかったからと考えられます。このままでは日本産業が世界の市場で勝ち抜くための競争力が低下します。これには太陽光発電の苦い例があります。正しい方向に高い目標を掲げ、learning by doingを進めることが、技術開発を大きく推進する要因となるのです。

3. 炭素税、排出量取引制度、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度、基準や規制、緩和措置を組み合わせた経済政策（Policy Mix）を基本法に明記すべきです。

・炭素税や排出量取引（キャップ&トレード方式）に関する個別の論議はもう十分になされたと認識します。どれ一つかでは大幅削減は出来ません。広く広がった炭素排出の抑止には炭素税、市場を活用した効率的削減のための取引、そして専門家の知恵を適切に生かした基準や規制をくみあわせ、更には過渡的措置として国際競争力にさらされる産業への配慮などをセットにした総合的で強力な政策措置を早急に政策として実施することを、基本法に書き込んでいただきたい。なお、排出量取引制度は、削減総量を確実にするためにキャップが総量で設定されていることがそのポイントであり、肝要です。いわゆる原単位でのキャップ設定は無意味です。

4. 変革の摩擦に対する配慮を忘れないでください。

・今必要なのは大きな変革です。みなが既得権益の中でじっとしていたのでは何も変わりません。技術開発に知恵を絞るものや新しいビジネスで変革の努力を進めるものが、きちんとその報酬を得る経済システムにしなければなりません。その一方で、競争から落ちこぼれるものも出てきます。これは変革にともない必然的に生じる摩擦です。炭素税からの収入をこうした摩擦の解消に投じることも必要です。

・新しい方向にすすむとき、そのための投資が必要です。新しい方向にすすむことのほうが、今のままでいるよりよい社会になるからそのように方向付けしているのですから、その投資は必ず報われるものです。企業だけでなく生活者〔家庭〕にも投資の負担〔省エネ機器への買い替えなど〕はしてもらわねばなりません。この投資が将来に向けて経済的に得なものであることをしっかりと生活者が理解し積極的な削減行動に移るよう十分の説明をおこなう必要があります。こういったことが、基本法の中にしっかりと示される必要があります。

5. 途上国協力の推進がカギですので、明確に書き込んでください。

・2050年までの長期に見ると途上国の温室効果ガス排出は成り行きでは先進国の3倍にもなります。世界全体で半分にしようとしているときに、途上国がこれまでの先進国が経てきた高エネルギー依存社会へ向かったのではとても気候は安定化できません。

・日本は成長著しいアジアに位置し、これまでも世界一の省エネ国家に一気になったとい

う実績を活かし、そのすぐれた技術で途上国を低炭素開発に導くことが可能です。これは先進国が出来ないことを途上国への協力で成し遂げようということで、「情けは人のためならず」なのです。

・日本は途上国に多くの資金を投下することになりますが、それが効果的に使われかつ日本の温室効果削減の貢献として評価されるような国際枠組を構築することも、NAMA のための MRV 確保などを国際協調の一つとして視野に入れていただきたく存じます。

6. 理性的で、統合化された強力な推進体制の構築と早期の政策実施をお願いいたします。

・温暖化対策は各省庁にまたがるがゆえ、これまでの政策は省庁間での権限争いや、一部のやれないやらないの大合唱のなかで方向が決まるようないびつな政策実行体制であったと認識します。そしてそのため前述のように大きく欧州などの政策に遅れを取ってしまいました。

・温暖化対策は、決してエネルギー政策や産業政策のみでなく、都市・交通インフラ変更といった国作り、地力を維持する農山村土地利用、安全を望む国民の福利に関連する国全体を挙げての政策転換です。

・また政策の遅れは、温室効果ガスの大気中への蓄積を増やし気候変化の危険性を増すばかりでなく、始まっている国際低炭素技術競争に遅れをもたらします。更に、低炭素社会の構築には、インフラ整備、人材育成に長い準備期間が必要です。論議を待っているのは遅れを取ります。今すぐに明確な政治的意図と長期計画に基づき、政策を発動する必要があります。

・温暖化防止推進の機構は、強いトップの統一された意向が全体に整合された状況で動ける強力な統合体である事を望みます。温暖化対策にはあらゆる資源を動員して事に当たるために、基本法は従来の縦割り行政にとらわれたものであってはならず、低炭素社会構築に向けて国の総力を挙げて対策を打てる組織構成にし手いただきたく存じます。

・政府はただちに、統一された方針のもとで、明確なロードマップを国民に示すことによって、政策の方向と手順を示し、国民が一丸となって低炭素社会にすすむ気構えをかため、それぞれの持ち場での行動に移れるようにしていただきたく存じます。

以上、基本法の制定に期待しております。